

事務名	美容所の開設者の地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出
根拠法令	美容師法第 12 条の 2 第 2 項

前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。